

# 中山 泰 委員提出資料

- 1 いのちささえる真心あふれる社会づくり

市区町村連絡協議会

- 2 地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書

- 3 自治体連携・全国相談ネットワーク（仮称）創設と

その支援について（メモ）

平成 25 年 9 月 3 日

第 1 回自殺対策官民連携協働会議

**いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会**  
- 自殺のない社会を目指して -

(通称：自殺のない社会づくり市区町村会)

# 自殺のない社会づくり市区町村会 取組状況報告

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会  
- 自殺のない社会を目指して - の設立について

## 1. 設立の趣旨

我が国における自殺者数が増加を続け毎年3万人を越える状況にある中、国において自殺対策基本法が制定され必要な施策が進められるとともに、社会の中でも自殺のない社会づくりへの様々な活動が進められています。

このような中、住民の皆さんに一番身近に寄り添い、住民福祉の向上への信託を受ける我々基礎的自治体として、自殺の問題を、もとより個人の問題ではなくそもそも社会的問題、社会全体の問題として改めて明確に捉え、自殺に決して至らせない社会、自殺のない「生き心地の良い社会」づくりのために、基礎的自治体が果たすことができる役割を真剣に訴求し、社会の心を一に、このための多様な取組みを強力に実施・推進していくことがとても重要で欠かせません。すなわち、社会全体で果たすべき役割を社会の構成員それぞれが必要な対応を尽くしていく中で、自助、共助という大切に基本的なはたらきの拡がりへの支援や環境づくりとともに、かけがえのない命を護るためのいわば現代の悲田院、命の駆け込み寺としての公共部門の役割と機能が、社会における欠かすことのできない公共インフラとして強く求められています。

そして、このことにより、ワン・フォー・オールとともにいわゆる“オール・フォー・ワン”の社会愛が一層生まれ、かけがえのない命をささえる真心あふれるような社会づくりがますます促されるとともに、福祉のあり方としても、このはたらきは自治体の使命として求められる住民福祉向上の根本にある、いわば「いのちを護る」ための福祉であり、福祉の原点につながるものであります。

しかしながら、各自治体が必要な施策を検討し推進していく上で、まだまだ全国的には対策が緒についたばかりであり、そのような中、ともすれば状況の推移の中で変化・発展する各地域の施策情報、課題や問題意識等について機動的に交換、共有していくことが、各自治体の一層の施策発展のうえでより望ましいことに加え、広く自治体が連携して相互に施策のネットを結び重ねていくことにより、思わぬ裂け目や抜け穴のないより十全なセーフティネットの構築も可能になるものであり、今後ともこういった連携のための環境整備が欠かせません。

このため、各自治体が独自の関連の施策等の情報や意見を相互に交換し、相互の関連施策の一層の向上、連携、進化等に資するとともに、もって、かけがえのない住民一人ひとりの命に向き合い、命を一番に大切にする社会、自殺に決して至らせない社会、自殺のない社会づくりを関係者の皆さん、住民の皆さんとともに真剣・着実に推進するため、市区町村の自治体等で構成する「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会 - 自殺のない社会を目指して - 」を設立します。

## 2. 会の構成

市区町村の自治体の有志で構成し、国や都道府県及び関係団体との連携をしていくものとする。

### 3. 活動内容

- (1) 各自治体の施策等の意見、情報の交換、交流。年1～2回程度の交換会と施策や活動等の情報誌（電子的なもの含む）等の発行を行うとともに、このことを通じ社会への普及、啓発を図る。
- (2) 施策立案・推進のための関係団体等も含めた意見、情報交換、連携
- (3) 国等の施策への要望
- (4) その他、目的達成のために必要な活動
  - ・ 協議会加入団体間における共同相談窓口の設置

### 4. その他

当面、特に会費は求めず、基本的に各自治体の通常の運営経費の中で活動することとし、将来的には、必要に応じ会員間で検討するものとする。

#### いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会

##### - 自殺のない社会を目指して - 運営基本方針について

1. 参加は、首長や担当職員、担当課などの組織参加の形など、本趣旨に問題意識を持っておられる者で、組織が広く参加できることとする。但し、必要があれば連絡協議会のなかに首長部会と担当者部会も設けるものとする。
2. 活動に広がりや、やわらかさを加えるために代表や会長等、組織的な立場を特に置くのではなく、フラットなネットワークを目指すことを基本とする。ただし、活動内容に一貫性をもたせるために、連絡協議会には世話役会と事務局を置くものとし、事務局の任期は1ヶ年ごとの持ち回りにするものとする。なお、広く社会全体との連携を展望しまた必要に応じ施策立案の助言を受ける上で、民間の代表的なNPO法人であるライフリンクを世話役会のオブザーバーとして事務局の運営にも協力を仰ぐものとする。
3. 「いのちを護る」とは、公共行政発足の大本となる心であり、たとえ、首長が交代しようが、自殺のない「生き心地の良い社会」づくりという本会の目的と願いが十分達成されるまで、将来長く皆なで手作りして発展していくネットワークにしていくものとする。
4. この活動は、当該自治体の自殺率が高いから参加する、低いから参加に及ばないという性格のものではなく、自殺率の高低にかかわらず、広く参加を求めるもの、自殺に決して至らせない社会、自殺のない社会づくりを目指すものであり、マスコミの報道対象となった場合に、仮にも偏った形（例：自殺率の高い自治体のための集まりという趣旨の報道）に決してならないよう、「命ささえる」という活動の原点に係る認識の共有と誤解のない形での周知に配慮するものとする。
5. いのちの護りを真摯に願い、着実な実効を大事にする視点を大切に、意見や情報交換等ができるネットワークにしていくものとする。

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会  
- 自殺のない社会を目指して - 規約について

(名称)

第1条 本会は、いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会―自殺のない社会を目指して―（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 自殺対策基本法を踏まえつつ、また、協議会の設立趣旨に基づき、自殺に決して至らせない社会、自殺のない社会づくりをそれぞれ自らのこととして真剣・着実に推進し、自殺防止はじめ自殺を巡る諸課題や諸施策について、関連する情報や意見等の交換を行い、また連携を図るなど、会員相互に総合的な交流・協働を行うことにより、かけがえのない住民一人ひとりの命に向き合い、命を一番に大切にす社会、命をささえる真心あふれる社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自殺防止はじめ自殺対策推進のための情報・施策の交換及び連携協力に関すること。
- (2) 会員相互の交流、支援、連携等を図るための活動
- (3) 国の施策への要望に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する日本国内の市区町村をもってその会員とする。

(特別会員)

第5条 協議会に、オブザーバーとして特別会員を置くことができる。

- 2 特別会員は、会員が推薦する自殺対策に関わる学識経験者や都道府県、府省庁（担当課室長等）をもって充てる。
- 3 特別会員は、世話役（幹事）の求めに応じて、協議会の運営及び組織一般に関し、助言を行う。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

世話役 若干名（又は団体（以下、同じ。））

うち1名を世話役（幹事）とする

- 2 世話役は、世話役会を構成し、もって、協議会の会務を総括する。このうち、世話役（幹事）は事務を担う。
- 3 世話役は、原則として北海道・東北、関東、東海・信越・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地域から各1名選出するものとする。

(役員を選任方法及び任期)

第 7 条 世話役及び世話役（幹事）は、次条に規定する連絡協議会(総会)において会員の互選により選出し、任期は、次期総会において世話役及び世話役（幹事）が選出されるまでの期間とする。

2 補欠のために選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

(総会及び臨時会)

第 8 条 総会及び臨時会は、世話役会が招集し、世話役（幹事）がその議長となる。

2 総会は年 1 回を基本に開催する。

3 臨時会は、世話役会が必要と認めるときに開催する。

4 総会及び臨時会は、必要に応じ関係機関又は関係団体の関係者の出席を求めることができる。

(世話役会)

第 9 条 協議会に世話役会を置く。

2 世話役会は、世話役で構成し、協議会活動に関して必要な会員との連絡調整、会務の総括を行う。

(事務局)

第 10 条 事務局は、当面、世話役（幹事）が所属する会員団体が担当することとする。

2 事務局業務については、N P O 法人自殺対策支援センターライフリンクの参画を受けるものとする。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は世話役会が定める。

附 則

1 この規約は、平成 23 年 7 月 8 日から施行する。

2 この規約は、施行から 1 年を目途にその間の状況等を総合的に検証し、必要に応じ発展的な見直しを行うものとする。

3 第 6 条及び第 7 条の規定については、各条の規定内容に関わらず本協議会が発足した以降の段階において、すみやかに会員間で協議し、選任を行うものとする。

## 設立準備会

日 時 平成 23 年 2 月 18 日（金） 午後 1 時 30 分～4 時 30 分  
会 場 アカデミー茗台（東京都文京区）  
出席者 来賓 参議院議員（自殺対策を推進する議員有志の会会長） 柳沢光美氏  
内閣府自殺対策推進室 参事官 安部雅俊氏  
講師 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク 清水康之代表（内閣府参与）  
〃 根岸親副代表  
参画団体 20 市区町村 27 人  
オブザーバー 1 市 1 人  
内 容 清水代表による基調講演「いのちささえる社会づくり推進に向けて」  
協議事項の検討  
現状報告及び意見交換

## 設立総会

日 時 平成 23 年 7 月 8 日（金） 午後 1 時 30 分～4 時 30 分  
会 場 L E N 貸会議室（東京都千代田区）  
出席者 来賓 参議院議員（自殺対策を推進する議員有志の会会長） 柳沢光美氏  
内閣府自殺対策推進室 参事官 安部雅俊氏  
講師 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク 清水康之代表（内閣府参与）  
〃 根岸親副代表  
参画団体 44 市区町村 62 人  
オブザーバー 11 市区町村 11 人  
内 容 協議事項の検討  
トークセッション「生き心地の良い社会づくりに向けて」  
登壇者 大妻女子大学 教授 反町吉秀氏  
足立保健所 ころろといのちの支援担当課長 馬場優子氏  
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク 清水康之代表（内閣府参与）  
現状報告及び意見交換

## 「自殺のない社会づくり推進のための国への要望」の提出

提出日 平成 23 年 9 月 14 日  
提出先 野田佳彦内閣総理大臣及び蓮舫内閣府特命担当大臣

### <要望>

地域の自殺対策の取組みを根付かせ、十分に広げていくために、国においても自殺のない社会づくりに向けての更なる施策の充実を図るとともに、地方公共団体の活動に対する一層の支援を強く要望します。

### <要望の背景>

我が国における自殺者数が増加を続け毎年 3 万人を超える状況にある中、国において自殺対策基本法が制定され、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化すること

を目的とした地域自殺対策緊急強化基金を造成されるなど、必要な施策が進められるとともに、社会の中でも自殺のない社会づくりへの様々な活動が進められています。

このような中、私たちは、住民に一番身近に寄り添い、住民福祉の向上への信託を受ける基礎的自治体として、自殺の問題を社会全体の問題として捉え、自殺のない「生き心地の良い社会」づくりのため、本年7月、賛同する全国123自治体の参画のもと「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」（通称：自殺のない社会づくり市区町村会）を設立しました。今後、参画自治体同士で施策情報、課題や問題意識等について、広く連携して相互に施策のネットを結び、重ねていくことにより、思わぬ裂け目や抜け穴のないより十全なセーフティネットを構築するための環境整備を着実に推し進めていく所存です。

地域における自殺対策は、国による財政的支援がなされたことでようやく前進し、徐々に広がりを見せつつあります。しかし、自殺対策は、短期的な対策ばかりでなく長期間継続実施することが求められる中、それぞれの地域で対策が根付くまでにはまだ至っておらず、途上の段階にあるのが現状です。一方、東日本大震災の直接的、間接的影響や急激な円高等、社会経済状況が厳しさを増す中、自殺リスクの高まりが懸念され、地域における自殺対策の推進は喫緊の課題となっています。

国におかれては、これらの事情を十分に考慮いただき、地域の自殺対策の取組みを根付かせ、十分に広げていただきますよう、以下の事項について強く要望します。

#### 記

1. 多重債務や生活苦、失業やうつ病など、自殺リスクを複合的に抱えている人たちのために「いのちと暮らしの総合相談会」を、国が主導してすべての自治体で実施すること。
2. 弁護士や司法書士、精神科医や保健師などの専門家と連携し、多重債務問題の解決及び生活再建を総合的に支援する専任職員（いのち支える相談員）を、すべての自治体に配置すること。
3. 自殺未遂者の再企図を防ぐために、医療機関と地域の社会資源とをつなぐ専門家チーム（精神保健福祉士やケースワーカー等で構成）を各地に配置し、すべての自治体が必要に応じて連携を図れるようにする。
4. 平成24年度以降も地域自殺対策緊急強化基金の期間延長と積み増しにより、生きる支援たる自殺対策の継続・拡充を行うこと。
5. 金銭の融通（必要額を貸与）を目的とする相互扶助組織である頼母子講に倣い、債務問題等による自殺を防ぐために、助け合い・支えあう「いのちささえる保険制度（仮称）」を調査・研究し、創設について検討すること。

平成23年9月14日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

内閣府特命担当大臣 蓮 舫 殿

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会一同  
発起人 京都府京丹後市長 中山 泰



## 要望書の内容の説明と市区町村の自殺対策への更なる支援について要請

要請者 京都府京丹後市長 中山 泰  
 随行者 京都府京丹後市健康長寿福祉部健康推進課長 末次昭夫  
 要請日 平成 23 年 10 月 5 日  
 要請先 民主党政策調査会 筆頭副会長 大島敦衆議院議員  
 民主党政策調査会 副幹事長 高井美穂衆議院議員  
 会 場 国会議事堂 民主党幹事長室  
 要請先 自殺対策を推進する国会議員有志の会  
 民 主 党：柳沢光美参議院議員、松浦大悟参議院議員（代理）、  
 谷博之参議院議員（代理）  
 自由民主党：石井みどり参議院議員、尾辻秀久参議院議員（代理）  
 公 明 党：木庭健太郎参議院議員  
 日本共産党：大門実紀史参議院議員（代理）  
 社 民 党：福島瑞穂参議院議員（代理）  
 会 場 参議院議員会館 第 1 議員会議室



## 地域別ブロック研修会の開催（平成 23 年度）

国の動向や先進事例を共有し、各自治体の自殺対策の取組状況や課題などを意見交換する中で、よりよい方策を立て、より十全な自殺対策を推進するための研修会を全国 8 つの地域ブロックごとに実施しました。

また、研修会では、担当者のニーズを把握し、ホームページに必要な素材を掲載することにより、本会の更なる充実を図ることとしました。

- ・ 主な研修内容
  - ① 挨拶 ② 自己紹介 ③ 事前アンケート結果報告 ④ グループワーク
  - ⑤ 相談ナビ説明 ⑥ 先進事例紹介 ⑦ 全体意見交換
- ・ 参加状況

実績 186 人（会員 59 自治体 86 人／非会員 73 自治体 88 人／都道府県 12 人）

平成 24 年 1 月 25 日 (東京都内)	関東 BK：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川			
	会 員	16 自治体	18 人	34 人
	非 会 員	15 自治体	15 人	
都道府県	東京都	1 人		
平成 24 年 1 月 27 日 (名古屋市内)	東海 BK：岐阜、静岡、愛知、三重			
	会 員	8 自治体	10 人	23 人
	非 会 員	10 自治体	13 人	

平成 24 年 2 月 1 日 (札幌市内)	北海道 BK : 北海道			21 人
	会 員	3 自治体	5 人	
	非 会 員	11 自治体	11 人	
	都道府県	北海道精保センター	2 人	
	〃	2 保健所	3 人	
平成 24 年 2 月 3 日 (長野市内)	甲信越 BK : 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野			20 人
	会 員	8 自治体	13 人	
	非 会 員	5 自治体	7 人	
平成 24 年 2 月 10 日 (仙台市内)	東北 BK : 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島			14 人
	会 員	5 自治体	8 人	
	非 会 員	6 自治体	6 人	
平成 24 年 2 月 14 日 (京都市内)	近畿 BK : 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山			35 人
	会 員	13 自治体	20 人	
	非 会 員	8 自治体	10 人	
	都道府県	京都府	2 人	
	〃	京都府精保センター	2 人	
	〃	保健所	1 人	
平成 24 年 2 月 16 日 (岡山市内)	中国四国 BK : 島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知			14 人
	会 員	3 自治体	5 人	
	非 会 員	6 自治体	9 人	
平成 24 年 2 月 17 日 (福岡市内)	九州沖縄 BK : 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄			25 人
	会 員	3 自治体	7 人	
	非 会 員	12 自治体	17 人	
	都道府県	大分県	1 人	

### 自殺対策強化月間の取組（平成 24 年 3 月）

#### (1) 全国一斉街頭啓発キャンペーンの実施 【32 自治体】

3 月 1 日を基本として、会員自治体が自殺予防街頭啓発を実施しました。

#### (2) 図書館に特設コーナーを設置 【20 自治体】

図書館には、こころが疲れたり、生きることがつらくなったとき、こころを癒し、ささえてくれるたくさんのお本があります。会員自治体の図書館にこれらの本を集めた特設コーナーを設置しました。特設コーナーには、相談窓口を掲載したパンフレット等も設置しました。



H24 年 3 月 あみの図書館の特設コーナー

## 総会

- 日時 平成 24 年 7 月 13 日（金） 13 時 00 分～16 時 30 分
- 会場 (財)全水道会館（東京都文京区本郷）
- 出席者 経済産業副大臣（自殺対策を推進する議員有志の会会長） 柳澤光美氏  
厚生労働政務官 津田弥太郎氏
- 出席団体 46 市区町村（66 人）  
オブザーバー 4 団体（9 人）
- 内容 市区町村の現場からの要望について  
（自殺対策を推進する議員有志の会、民主党社会的包摂推進 P T におけるヒアリングから）  
報告者 市区町村会（世話役幹事） 京丹後市長 中山 泰  
自殺総合対策大綱の改定について  
報告者 NPO 法人ライフリンク 代表 清水康之
- 事例紹介  
テーマ「先進地に学ぶ“地域の自殺対策戦略論”」  
～東京都足立区、新潟県旧松之山町・現十日町市、秋田県八峰町の取組～  
それぞれ人口規模も年代構成も異なる自治体だが、対策の進め方は驚くほど共通している。第一に、「自殺のハイリスク群」を明らかにし、第二に、ハイリスク群に対して関係機関が連携し総合的支援を実施。第三に、自殺の話題をタブー視することなく地域への啓発活動を積極的に展開。そうした自殺対策の戦略論について、実際に対策作りに関わった方たちから直接うかがう。
- グループワーク（人口規模別グループによる）  
効果的・実践的な取組についての情報や対策を進める上での課題等を共有するため、人口が同規模の自治体でグループを作り、話し合っています。
- グループ分け（案）  
A.1 万人未満 B. 5 万人未満 C.10 万人未満 D.30 万人未満 E.30 万人以上

## 自殺総合対策全国フォーラム 2012

政府が本年 8 月に閣議決定した、新しい「自殺総合対策大綱」の理念を共有し、今後取り組むべき対策について議論するため、9 月 10 日の「WHO 世界自殺予防デー（「自殺予防週間」初日）に全国 5 会場をネット中継で結び、現場に最も近いところで活動する「自殺対策全国民間ネットワーク」と「自殺のない社会づくり市区町村会」とがはじめて合同で開催し、新大綱が謳う「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を図る第一歩にすべく、各地域での実務的な支援活動を目的とした関係者間のネットワーク構築に向けた催しにしました。

- 日時 平成 24 年 9 月 10 日（月） 午前 10 時～12 時
- 会場 北海道札幌市、秋田県秋田市、東京都渋谷区、京都府京都市、福岡県福岡市
- 参加者 経済産業副大臣 柳澤光美氏  
厚生労働大臣政務官 津田弥太郎氏  
内閣府大臣政務官（自殺対策担当） 園田康博氏

民間団体 95 団体、自治体 53 団体、都府県 4 団体（計 152 団体、255 名）

内 容 前半：全国 5 会場をネット中継で結ぶ

- ① 新・自殺総合対策大綱のポイント解説
- ② 「いのち支える(自殺対策)全国キャンペーン」への参加の呼びかけ
- ③ 「決意文」の採択

後半：各会場において進行する

- ① 地域の課題や取組の照会
- ② 意見交換など

### **決意文 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざす**

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」である。いま日本では一日平均 80 人以上が自殺で亡くなっており、日本に暮らす約 40 人に一人が家族を自殺で亡くしていることになる。世界的にも極めて高い日本の自殺率を巡る異常な状況は、一人ひとりの生きようとする根源的、本能的な願いや思いを基礎とする「私たちの社会の成り立ちそのもの」に深く関わる問題だ。社会保障や住民福祉を論ずる以前に、社会の底に大きな穴が空いていることを私たちは自覚しなければならない。

他方、WHO（世界保健機関）が、自殺は、その多くが「防ぐことのできる社会的な問題」だと明言しているように、「自殺は社会の努力で避けることのできる死である」というのが、世界の共通認識となっている。

かつて自殺大国と呼ばれたフィンランドでは、国家プロジェクトとして自殺対策を推進し、自殺率をピーク時から 30% 減少させた。国内でも先駆的な取組を行っている地域では、年間の自殺者数が確実に減少傾向にある。日本で自殺率が高止まりを続けているのは、効果的な対策がないからではない。効果的な対策が広がっていないからだ。憲法上の基本的人権、最低限の生活権等の根っこに深く横たわる問題として、国・地方の行政をはじめ社会をあげて喫緊の課題として総合的に自殺対策を進める必要がある。

新しい自殺総合対策大綱には、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」と明確に謳われている。これからは、都道府県はもとより、民間団体や市区町村等の「現場本位の活動」が、より大きな役割と責任を担うことが求められる。

自殺の要因は決して単純ではなく、その背景には、経済・生活問題、労働問題、教育問題、それに健康問題や人間関係・価値観等の問題が潜んでいる。そうした問題が連鎖して起きているため、対策も単純にはいかない。自殺問題に効く万能薬はない。必要なのは、それぞれの地域で、自殺の実態に即して戦略を立て、実践を前提とした関係者間の連携を強化し、地域全体で「包括的な生きる支援」として自殺対策を展開すること。そして、そのことの重要性を共有しながら、不断の努力を続けていくことである。

この瞬間にも、自殺による悲しみの連鎖が止め処なく広がり続けている。同時代を生きる多くのいのちが、不条理な死に追い込まれようとしている。一人ひとりのいのちが、かけがえのない存在として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、私たちは立場を超えて協力し、自殺対策の新時代を切り拓くことを、いまここに決意する。

## 「地域自殺対策緊急強化基金の継続」を強く求める要望書

提出日 平成 24 年 10 月 11 日

提出先 細野豪志民主党政調査会長

### <内容>

今年**15**年ぶりに年間の自殺者数が**3**万人を下回る見込みとあって、いま自殺対策への社会的な関心が非常に高まっている。この減少を実現させているのは、自殺対策の推進に必要な**3**要素。すなわち、「自殺の地域データ」と「効果的な先進事例」、そして地域の実情に応じた対策を実施するために必要な「財源」である。

平成**21**年に造成された「地域自殺対策緊急強化基金（以下、「基金」）」は、全国的な自殺対策の基盤整備に大きく貢献している。いま、ようやく軌道に乗り始めた我が国の自殺対策が瓦解し、年間自殺者数が再び**3**万人台に逆戻りすることのないよう、平成**25**年度以降の「基金」の継続・拡充を強く要望する。

### <要望の背景>

我が国の自殺者数が激増に転じたのは平成**10**年。大手金融機関が相次いで破たんしに追いやられた翌年、それまで**2**万人台の前半で推移していた年間自殺者数が**3**万人を超えた。国は平成**18**年に自殺対策基本法を策定し、平成**21**年には自民党政権が**100**億円の「基金」が造成。しかし、当初、「自殺の地域データ」や「効果的な先進事例」が絶対的に不足していたため、対策は足踏み状態であったが、警察庁の中に埋もれていた「自殺の地域データ（市区町村別）」が広く公表されるようになって、地域の様々な取組から「効果的な先進事例」が生まれてくるようになった。「基金」を有効活用するための条件が整ったことで、例えば東京都のモデル事業として基金を使って対策を進めている足立区では、昨年の自殺者数が前年比で**20%**も減少した。

さらに今年**8**月、**5**年ぶりに「自殺総合対策大綱」が改定され、本格的な取組を全国に展開するための新時代が幕を開けた。自殺対策に取り組む市区町村協議会の参加自治体は**200**を超え、全国各地の現場で自殺対策をけん引してきた民間団体で作るネットワークの参加も**70**団体を超えている。そのような中、大綱では、新たに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と高く掲げられ、「国を挙げて自殺対策を総合的に推進」「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」と明確に謳われ、民間と地域の自治体の果たすべき役割と責任がますます重要になってきているのにもかかわらず、活動を中心的に支える「基金」の後押しがここで止まれば、大綱の実現は全くおぼつかないものとなるばかりか、せっかく積み上げてきた我が国の自殺対策の基盤も崩壊しかねない。

自殺対策を推し進めていただいている政府与党におかれても、これらの諸事情をご考慮いただき、平成**25**年度以降も「基金」の期間延長と積み増しを実現していただくよう、強く要望する。

平成 24 年 10 月 11 日

民主党政調査会 会長 細野 豪志 殿

自殺対策全国民間ネットワーク

代表 清水 康之（NPO法人ライフリンク代表）

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会  
（通称「自殺のない社会づくり市区町村会」）

世話役（幹事） 京都府京丹後市長 中山 泰

## 地域別ブロック研修会の開催（平成 24 年度）

人口規模別の自治体による意見交流会や先進事例の紹介、本会及びオブザーバーとして参加する自殺対策全国民間ネットワークのメンバーによる意見交換などについて研修する中で、よりよい方策を立て、より十全な自殺対策を推進するための研修会を全国 8 つの地域ブロックごとに実施しました。

・参加者実績 210 人

（会員 63 自治体 93 人／非会員 26 自治体 31 人／都道府県 8 人／民間団体 42 団体 78 人）

平成 24 年 10 月 24 日	九州沖縄 BK：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄			
福岡朝日ビル 12 号室 （福岡市内）	会 員	4 自治体	8 人	26 人
	非 会 員	5 自治体	7 人	
	都道府県	—	—	
	民間団体	7 団体	11 人	
平成 24 年 10 月 25 日	北海道 BK：北海道			
TKP 札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6B （札幌市内）	会 員	2 自治体	4 人	18 人
	非 会 員	2 自治体	2 人	
	都道府県	北海道（保健所）	1 人	
	民間団体	5 団体	11 人	
平成 24 年 10 月 26 日	関東 BK：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川			
貸会議室内海 3 階会議室 （東京都内）	会 員	9 自治体	11 人	43 人
	非 会 員	15 自治体	18 人	
	都道府県	東京都	3 人	
	民間団体	6 団体	11 人	
平成 24 年 10 月 31 日	北信越 BK：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野			
メルパルク長野 小会場 月 （長野市内）	会 員	7 自治体	11 人	18 人
	非 会 員	—	—	
	都道府県	—	—	
	民間団体	3 団体	7 人	
平成 24 年 11 月 2 日	近畿 BK：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山			
京都 JA 会館 6 階 601～604 （京都市内）	会 員	23 自治体	31 人	53 人
	非 会 員	1 自治体	1 人	
	都道府県	京都府、保健所	3 人	
	民間団体	京都府精保センター	2 人	
平成 24 年 11 月 9 日	東北 BK：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島			
いぶきエステート 仙台 東洋ビル 8 階会議室 （仙台市内）	会 員	6 自治体	10 人	15 人
	非 会 員	—	—	
	都道府県	—	—	
	民間団体	4 団体	5 人	
平成 24 年 11 月 14 日	東海 BK：岐阜、静岡、愛知、三重			
ABC 会議室第 4 会議室 （名古屋市内）	会 員	10 自治体	12 人	23 人
	非 会 員	1 自治体	1 人	
	都道府県	—	—	
	民間団体	6 団体	10 人	
平成 24 年 11 月 21 日	中国四国 BK：島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知			
岡山国際交流センター 3 階研修室 （岡山市内）	会 員	2 自治体	3 人	12 人
	非 会 員	2 自治体	2 人	
	都道府県	—	—	
	民間団体	4 団体	7 人	

※関東ブロックには、内閣府 山崎政策統括官（自殺対策推進室長）が出席。

## 総会

日 時 平成 25 年 7 月 5 日（金） 13 時 00 分～16 時 30 分  
会 場 参議院議員会館 101・102 会議室  
来 賓 自殺対策を推進する議員有志の会 会長 柳澤光美参議院議員  
内閣総理大臣令夫人 安倍昭恵氏  
出席者 会員：出席団体 51 市区町村（69 人）  
特別会員：7 府県（9 人）  
オブザーバー：3 団体（4 人）  
〃：内閣府自殺対策推進室（3 人）  
事務局：NPO 法人ライフリンク（3 人）

## 内 容

### 総会議事

- 議案第 1 号 平成 24 年度事業報告について
- 議案第 2 号 平成 25 年度事業計画（案）について
- 議案第 3 号 政府要望について
- 議案第 4 号 役員の選任について
- 報 告 特別会員について

### 報 告

『自殺はなぜ減ったか ～地域の実践的な対策の時代へ～』

報告者 NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンク 代表 清水康之

### 実践モデルの報告

#### (1) 地域ネットワークの基礎となる『多分野合同研修会』

自殺の背景には複数の問題が絡み合っており、対策には幅広い分野の関係機関の連携が不可欠です。様々な分野の支援策を効率よく学べ、支援機関同士の連携にもつながる研修会のあり方とは。

#### (2) 現代版の駆け込み寺『いのちと暮らしの総合相談会』

地域のハイリスクグループが抱えがちな問題の組合せに応じる形で、複数の相談機関や専門家がワンストップで対応する総合相談会。自殺対策として行う相談会のスタンダードになりつつあります。

#### (3) 「死にたい」を「生きたい」に変える『自殺未遂者支援』

「自殺のリスクが最も高いグループ」である自殺未遂者への支援。全国的には立ち遅れています。取り組み始めた地域では確実に効果が出始めています。その先進事例を紹介します。

#### (4) 実務を啓発に活かす『自殺対策広報戦略』

地域の自殺対策の底上げを図るには、実務と啓発、その両方が必要です。いかにそれらを連動させて効果的かつ効率的に対策を推し進めていくか。広報戦略の考え方と具体的な実践例を紹介します。

グループワーク（同じ内容で 30 分ずつ）

上記 4 つの「実践モデル」についてのグループワークを、前半と後半の 2 回実施。

## 地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書

内閣府特命担当大臣 森 まさこ 殿

自殺のない社会づくり市区町村会  
自殺対策全国民間ネットワーク

昨年、年間の自殺者数が 15 年ぶりに 3 万人を下回った。

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されてから 7 年、少しずつではあるが確実に、自殺対策の全国的な底上げが図られてきた影響が大きい。とりわけ、平成 21 年度から措置された「地域自殺対策緊急強化基金（以下、「基金」という。）」が、その大きな後押しとなったことは間違いない。

事実、昨年 10 月にまとめられた「地域自殺対策緊急強化基金検証・評価チーム（内閣府設置）」の報告書には、「基金に基づく都道府県の事業は平成 23 年度においても各地域において様々な取り組みを着実に進めるものであったと評価できる」、「東日本大震災関連では、今後ますますコミュニティレベルの自殺対策力の強化のニーズ高まっていることから、被災直後の対応にとどまらず、中長期にわたって取り組むことが重要である。」と記されている。

また、平成 19 年度に初めて策定された「自殺総合対策大綱」の直近の改訂版では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを、その副題および本文の冒頭で明示し、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要性がある」、「国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等の取組相互の連携・協力を推進することが重要である」と謳っている。

そうした状況を踏まえ、以下の通り、「基金」に関する要望を行う。

### 1) これまで単年度ごとに更新されてきた「基金」を、恒久財源化すること

- ・ようやく軌道に乗り始めてきた自殺対策が、「基金」がなくなると頓挫しかねない。
- ・大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、単年度ごとの更新だと、これができない。戦略的に対策を進められない。
- ・継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。

### 2) 都道府県の枠を超えた広域的な取組に、「基金」の 5% を重点配分すること

- ・大綱では、「地域における先進的な取組の全国への普及などが必要である。」「複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。」など、広域的な取組や連携の重要性が謳われている。全国的には自治体の取り組みは緒についたばかりであるので、都道府県の枠を超えて広く自治体が横断的に連携していくことで、全国的な施策の伸びしろが大きくなる。このための重点配分とその活用が極めて効果的である。
- ・その土台として実際に、自治体や民間団体による全国的なネットワークが設立され、連携の基盤が整いつつある。
- ・しかし、現状においては、そうした広域的な取組に「基金」を活用することは極めて困難であり、実際に活用されていない。（費用の持ち寄り形式では、全国的な対策が十分に確立していない現段階で広域的な連携は極めて困難）
- ・10 以上の都道府県において行われる事業に対して、「基金」の 5% を重点配分すべきである。

以上



全国の自殺者は今年上半期で一万五千人を超えた。依然、年間三万人のペースが続く。生活が激変した東日本大震災の被災者は、これからがストレスに耐えきれず心が折れそうになる時期だ。

## 自殺対策

スにさらされている。

毎日八十八人が命を絶っている。その家族や友人の数だけ広がる悲しみにやりきれなさが募る。

警察庁によると、一―六月の自殺者は一万五千八百八十五人だった。東日本大震災後は三カ月連続で、前年の同じ月より増えているのが気になる。

また内閣府が大震災後に初めて実施した調査では、震災と関連があると推定される自殺者は六月だけで宮城、岩手、福島三県をはじめ全国で十六人になった。年代別では五十、六十歳代が多かった。

被災者は災害のトラウマ(心的外傷)、家族などを失った喪失感、家や仕事をなくしたことによる将来への不安など過度のストレ

阪神大震災では、震災から時間が経過してから自殺が目立つようになった。被災から約五カ月がたち、被災者の張り詰めた心の糸が切れないか心配になる。

自殺は「自ら選んだ死」ではない。失業や多重債務、長時間労働

## 心折れる前に救いたい

治体も参加している。例えば各地の保健師が情報交換を通して対策を考へる。具体的で有効な対策を期待したい。

などの経済問題、家庭や健康問題などさまざまな要因が絡む。抱えた悩みから精神疾患にかかる人が多く、正常な判断ができずに自殺する「追い込まれた末の死」だ。

六月に公表された政府の自殺対策白書もその指摘し、自殺は社会的な支援で「防ぐ」ことができる社会問題であると訴えている。この認識を広く共有したい。

五年前に施行された自殺対策基本法は国、自治体、企業に加え国民にも取り組みを求めている。医療的ケアや生活支援、相談窓口整備など社会全体が一丸となって幅広い支援をする必要がある。

その中でも住民に身近な自治体の責務は大きい。京都府京丹後市が呼び掛けて全国百二十三自治体が、自殺対策の知恵を出し合う「自殺のない社会づくり市区町村会」を設立した。被災地の十二自治体も参加している。

被災地では仮設住宅で孤立化を防ぐため、住民同士が交流したり、保健師が巡回するなど追い詰められる前のケアなど努力が続けられている。

被災者が再起しなければ、復興には向かわない。

いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会 - 自殺のない社会を目指して -

【参画団体一覧】

[平成 25 年 9 月 3 日現在 257 団体]

北海道・東北ブロック世話役：北海道石狩市／福島県いわき市		(40)
北海道	帯広市、紋別市、千歳市、石狩市、新篠津村、せたな町、沼田町、天塩町	8
青森県	五所川原市、十和田市、平内町、鶴田町、野辺地町	5
岩手県	久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、平泉町、住田町、普代村、洋野町	8
宮城県	角田市、岩沼市、栗原市、大崎市	4
秋田県	能代市、横手市、湯沢市、由利本荘市、仙北市、八峰町、大潟村	7
山形県	長井市	1
福島県	郡山市、いわき市、田村市、川俣町、西郷村、石川町、玉川村	7
関東ブロック世話役：東京都日野市		(35)
茨城県	ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、筑西市	4
栃木県	矢板市	1
群馬県	吉岡町、上野村	2
埼玉県	川越市、所沢市、本庄市、深谷市、北本市、ふじみ野市	6
千葉県	市川市、木更津市、柏市、勝浦市、浦安市、山武市、いすみ市	7
東京都	文京区、台東区、世田谷区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、日野市、稲城市、神津島村、八丈町	12
神奈川県	平塚市、鎌倉市、厚木市	3
東海・甲信越・北陸ブロック世話役：静岡県御殿場市／長野県佐久市		(46)
新潟県	三条市、十日町市、見附市、妙高市、上越市	5
富山県	朝日町	1
石川県	小松市、能美市、川北町	3
福井県	越前町	1
山梨県	南部町	1
長野県	松本市、小諸市、伊那市、佐久市、東御市、御代田町、箕輪町、宮田村、根羽村、喬木村、飯綱町	11
岐阜県	関市、美濃市、各務原市、可児市、山県市、郡上市、白川町、関ヶ原町	8
静岡県	三島市、御殿場市、伊豆の国市	3
愛知県	瀬戸市、あま市	2
三重県	松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、熊野市、いなべ市、木曾岬町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	11
近畿ブロック世話役：京都府京丹後市		(88)
滋賀県	彦根市、近江八幡市、湖南市	3
京都府	舞鶴市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、伊根町、与謝野町、南山城村、京丹波町、京丹後市、	24
大阪府	堺市、岸和田市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、高石市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、熊取町、田尻町	20
兵庫県	姫路市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、加西市、篠山市、丹波市、朝来市、淡路市、加東市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、佐用町	16
奈良県	奈良市、大和郡山市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、山添村、平群町、斑鳩町、安堵町、三宅町、上牧町、黒滝村、十津川村、下北山村	15
和歌山県	海南市、御坊市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、広川町、有田川町、白浜町、上富田町、北山村	10
中国・四国ブロック世話役：愛媛県四国中央市		(13)
島根県	浜田市、江津市、飯南町、奥出雲町、知夫村	5
岡山県	倉敷市	1
山口県	周南市	1
徳島県	三好市、那賀町	2
愛媛県	四国中央市、松野町	2
高知県	四万十市、宿毛市	2
九州・沖縄ブロック世話役：鹿児島県奄美市		(35)
福岡県	福岡市、八女市、宗像市、古賀市、うきは市、宮若市、水巻町、添田町、糸田町、川崎町	10
長崎県	大村市	1
熊本県	宇土市、長洲町、あさぎり町	3
大分県	豊後大野市、九重町	2
宮崎県	えびの市、都城市、綾町	3
鹿児島県	阿久根市、西之表市、日置市、霧島市、志布志市、奄美市、姶良市、南種子町、大和村、宇検村、天城町、伊仙町、知名町	13
沖縄県	沖縄市、西原町、座間味村	3
【特別会員：都道府県】		
青森県、岩手県、神奈川県、山梨県、三重県、京都府、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県		10

## 自殺総合対策の抜本的充実を求める決議

国の年間自殺者が3万人を超えて、国際比較においても突出して高い危機的な状況が14年間も続いている。とりわけ、昨今は、東日本大震災の発生に伴う被害や長引く景気低迷による生活苦、また、いじめによる自殺の顕在化も各地で相次ぐ事態となっている。そもそも、自殺率が極めて高いこの異常な状況は、憲法上保障されるべき基本的人権、最低限の生活権などの根底に横たわる課題であり、社会保障や住民福祉が論じられているその足下で、この社会の土台が気がつかないうちに蝕まれつつあることを示している。

このような状況の中、平成19年に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」が本年8月に大幅に改定された。この改定された自殺総合対策大綱においては、新たに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが明示され、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」とされるとともに、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」ことが明確に謳われており、住民に一番身近な基礎自治体の役割と責任はますます重要になってきている。

このため、自殺総合対策において、国家の根本的かつ最重要な課題の一つとして、地域・現場レベルでの実践的、具体的な取組みが、国・地方を挙げて総合的かつ強力に進められるよう、下記事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

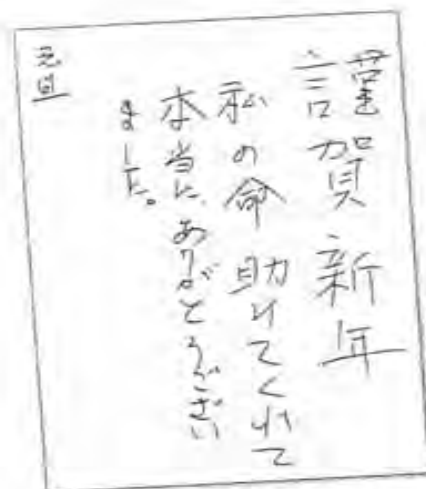
1. 自殺対策は、“生きる権利”という究極の基本的人権等に関わる課題であり、国家的な重要課題となっている現状から、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策緊急強化基金の恒久化や基礎自治体を実施する自殺対策事業等に対して恒久的な財政支援措置を講じること。
2. とりわけ、総合的に対策を進めるための「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの重要対策が、全国すべての自治体で実施できるよう、自治体への支援又は連携を必要かつ十分に行うこと。
3. 自殺者への保険給付制度のあり方について検討するとともに、一方で、自殺を防ぎ“生きる支援”を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。

以上決議する。

平成24年11月15日

全国市長会

## (参考) 鹿児島県奄美市の多重債務相談・救済支援のお取組みと相談者からのお手紙



▲男性から奄美市の市民課へ送られてきたお礼の手紙です。

ある鹿児島に住む40代の男性が自殺への思いを断ち切るまで。

この男性は、持病を抱えながら職を転々とし、不安定な生活を送っていました。時には生活のために借金をし、やがて借金を返すために借金を繰り返す「多重債務」に陥ってしまいます。将来への不安と取り立てへの恐怖から、船の中から海に飛び降り自殺しようと思ったこともありました。

ある日、男性は奄美市が債権問題の相談窓口を設置していることを知ります。膨らみ続けた400万円近くの借金を抱えながら、市民課の担当者に相談すると、弁護士のカも借りて債務整理へ。4カ月程で多重債務の苦しみと、自殺への思いから解放されました。

現在、男性は病状も落ちつき、平穏な生活を送っています。



京丹後市の自殺予防パンフレットでご紹介しています ➡